

令和7年9月26日

保護者様

千葉市教育委員会保健体育課長
千葉市立稲浜小学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止手順の変更について

初秋の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、児童生徒が学校において予防すべき感染症に罹患した際、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められた期間、出席停止となります。千葉市では、これまでインフルエンザ等一部の感染症を除き、登校する際に医師による証明が必要な「登校許可証明書」の提出をお願いしておりました。

しかし、保護者の皆様の時間的・経済的負担、また医療機関の業務負担等を考慮し、千葉市医師会と協議の上、「登校許可証明書」の運用を廃止することとしました。令和7年10月1日より、学校において予防すべき感染症は全て、医師による証明が不要な保護者記載の「療養報告書」の提出に変更し、様式を統一します。使用の流れ、留意点等につきましては、別添の「学校において予防すべき感染症による出席停止手順」をご参照ください。

なお、「療養報告書」は学校から配付しますが、千葉市ホームページ（教育委員会保健体育課：<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/index.html>）よりダウンロードしてお使いいただくこともできます。

学校における感染症の流行を予防するために、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

【変更点】

- (1) 「登校許可証明書」「インフルエンザにおける療養報告書」「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」「療養報告書（臨時）」の運用を廃止する。
- (2) 登校する際は、保護者が記入した「療養報告書」を学校へ提出する。（医療機関での証明は不要）

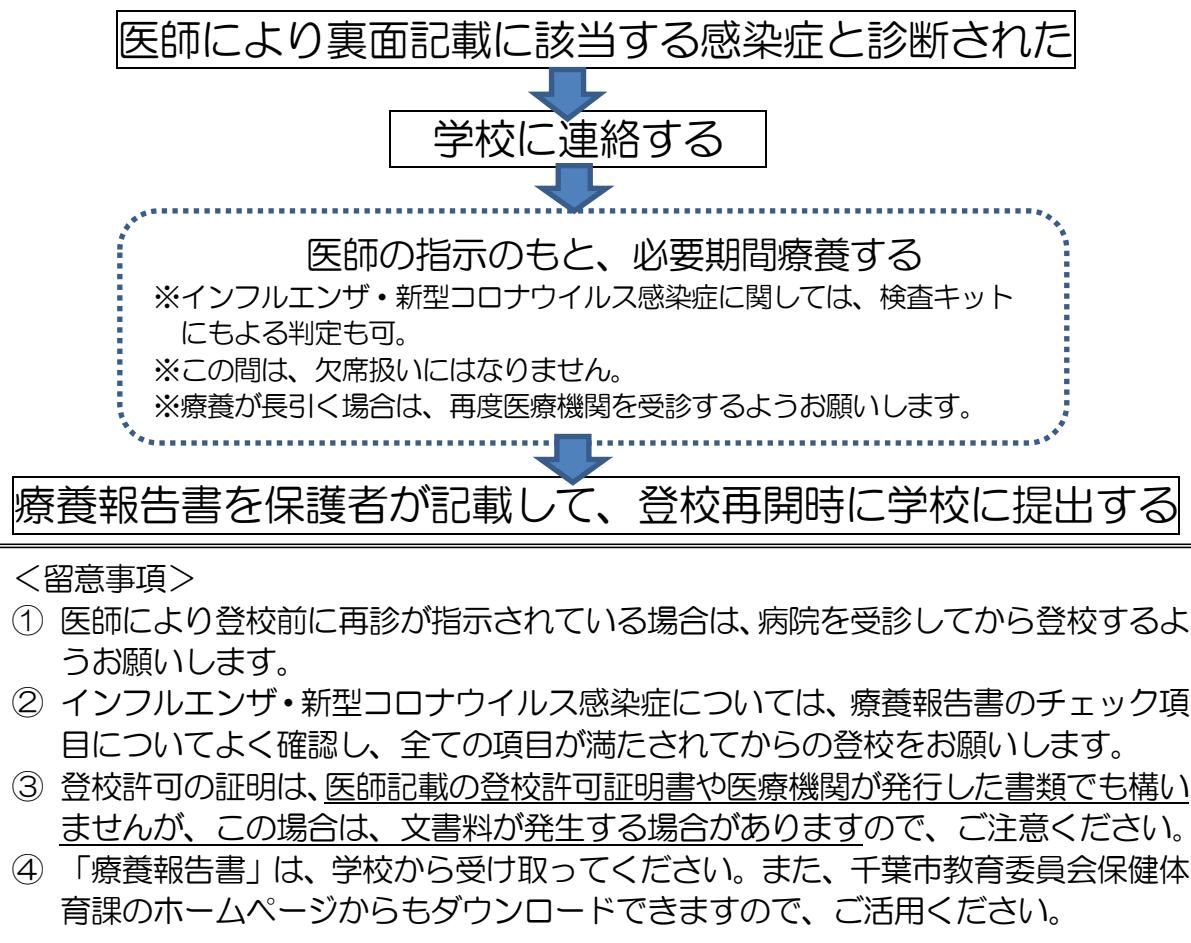
学校において予防すべき感染症による出席停止手順

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・19条）に規定されているとおりです。

医師により裏面記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間（例）

	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目
インフル エンザ	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能
	発熱 出席停止	発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	登校可能	
新型コロ ナウイル ス感染症	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	解熱・咳	平熱・咳改善	症状軽快	登校可能
	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	解熱・咳改善	平熱・咳改善	症状軽快	症状軽快	登校可能	

学校において予防すべき感染症一覧

疾患名	出席停止期間の基準	※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
新型コロナウィルス感染症	発症した後（発症した日の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が <u>軽快</u> した後1日を経過するまで ＊軽快…解熱剤を使用せず熱が下がり、かつ呼吸器症状が改善している	
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんが消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
A群溶連菌感染症	抗生素内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで	
コレラ	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
細菌性赤痢	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
腸チフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで	
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで	
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで	
伝染性紅斑（りんご病）	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能	
ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能	
手足口病	全身状態の安定した者は登校可能	
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで	

*以下の第1種感染症は治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ